

令和6年 滑川町農業委員会 第8回総会 議事録

召集月日	令和6年8月16日(金)				
開 会	令和6年8月26日(月) 午前9時25分				
閉 会	令和6年8月26日(月) 午前9時50分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中14名出席、0名欠席)					
1	杉田京子	出席	8	齋藤哲男	出席
2	飯塚久雄	出席	9	能見義夫	出席
3	赤沼 裕	出席	10	田幡只夫	出席
4	北堀 高茂	出席	11	石川光男	出席
5	大嶋 剛	出席	12	井上茂昭	出席
6	吉田利好	出席	13	吉田 昇	出席
7	齋藤美津子	出席	14	贅田基司	出席
農地利用最適化推進委員 (9名中8名出席、1名欠席)					
下福田	小林 隆	出席	伊古	瀬上 勉	出席
上福田	小久保透	出席	中尾・水房	山下 武	欠席
山 田	服部雅俊	出席	羽尾1	田島康男	出席
土 塩	杉田照秋	出席	羽尾2	矢島一男	出席
和泉・菅田	鈴木康夫	出席			
参 与 者			書 記	事 務 局	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	12番	井上茂昭	13番	吉田 昇	

第 8 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 32 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 3	議案第 33 号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定)
日程第 4	議案第 34 号	農地法第 5 条（届出）について

顛 末

○開 会

事務局 皆さん、おはようございます。令和6年第8回の農業委員会総会を始めさせていただきます。最初に北堀会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。欠席の報告ですが、農地利用最適化推進委員、中尾地区担当山下推進委員さんより欠席届が提出されています。最初に北堀会長より、ご挨拶を頂きたいと存じます。宜しくお願いいたします。

会長 委員の皆さん、おはようございます。令和6年度第8回の総会にお忙しい中ご出席いただきまして大変ありがとうございます。また、先日は暑気払いに多くの皆さまにご参加いただき、有意義な懇親会ができたと思います。皆様のご協力ありがとうございました。また、今年は前例のないような、朝から暑い日が続いています。体調の方は、皆さんいかがでしょうか。この暑さによって、作物に大きな影響が出ているものもあるそうです。特にコメですが、昨年も新潟のコシヒカリが統計的に悪かったとか、いろいろ減収であったなど報道等のニュースで見ました。このコシヒカリというのは暑さに大変弱いそうです。ですから、今年もコシヒカリについては、収穫の方も減少するのではないかと思います。また、来日する外国人も300万人と大変多く、コメの消費も若干伸びているのではないかと思います。ここへ来てそういう消費が多くなり、直売所等でも米がほとんど無く、川島産の米が収穫待ちのような状況で、お客様にご迷惑をかけているそういう状況だそうです。しかし今年、米農家さんにとっては、ひっ迫することで価格が高くなり、嬉しいと言っては失礼ですが農家にとってはありがたいのかなと思います。それから、9月4日に農業祭の実行委員会が今年も行われます。それで農業委員としてはどういう対応したらいいか考えてみますと、まだコロナも終わったわけではないので、昨年同様に今年も行えればいいのではないかと思います。こうした方がいいなど、検討しながら進んでいます。4日に第1回が行われまして、次にはその内容と報告、2回で大体決定

する予定です。おそらく 11 月の 23 日が直売所で例年通り行います。その際には皆様のご協力をよろしくお願いいたします。また、本日提案された議案の慎重審議をお願いして、会長の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。それでは総会を始めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第 4 条で会長は会議の議長となり議事を整理するとございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思いますので、宜しくお願いいたします。

議長 滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、14 名中 14 名であります。滑川町農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数に達しております。令和 6 年滑川町農業委員会第 8 回総会は成立をいたします。これより開会いたします。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第 29 条第 1 項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9 名中 8 名です。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は、担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号 12 番井上委員、議席番号 13 番吉田昇委員をお願いいたします。なお、会議書記は事務局の菅野主任をお願いいたします。以上で日程第 1 を終わります。

○議案審議

議長 日程第 2、議案第 32 号「農地法第 5 条（知事）について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 32 号「農地法第 5 条(知事)について」です。今月の申請

件数は2件となります。番号①については、議案書1頁、図面は議案第32号資料1-①から③と記載されているものをご確認下さい。それでは説明いたします。番号1、譲渡人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様並びに〇〇〇市〇〇〇×××番×××、□□□様です。譲受人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□株式会社、代表取締役□□□様となります。土地の所在、地目、面積ですが、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番地×××の一部、畑、977㎡のうち、62.02㎡。〇〇〇字〇〇〇×××番地×××の一部、田、1,546㎡のうち540.76㎡の合計2筆、602.78㎡になります。申請の区分ですが一時転用になります。申請理由は、賃借権6ヵ月を設定し、ため池改修工事に伴う工事用仮設置場及び進入路として、一時転用したいというものです。農地立地基準ですが、農振農用地区域内にある農地となります。青地の転用につきましては原則認められませんが、仮設工作物等による一時的な利用で、目的達成のためにその農地を利用することが必要な場合につきましては、農業振興地域整備計画上支障がないということを経済的に許可ができるものとなっております。補足ですが、一時転用ですので、事業完了後は農地に復旧し、所有者へ返還されることとなります。また、水路並びに道路占用手続きについては、関係機関が行うため手続きは不要ということで建設課に確認しております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 はい。ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

9 番 3班、班長の9番能見です。8月20日火曜日午前10時より、3班農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名で、現地調査を実施いたしました。詳細につきましても、私、能見が担当委員でありますので、引き続き説明させていただきます。申請地は、〇〇〇の交差点を〇〇〇方面に向かい、一つ目の信号を右折し、×××キロ進み、左折して×××mほど進んだ左側になります。理

由書がありますので、読ませていただきます。本申請地を仮設進入路及び仮置場として一時転用したく本申請をいたします。当社は、〇〇〇発注の〇〇〇ため池改修工事を受注しました。工事実施に伴い、仮置場を設けることとなりましたが、ため池工事の事業と一体事業であるため、発注者よりため池から一番近く、地権者の合意を得ている申請地を指定されました。今回の仮設進入路及び仮置場は、ため池改修工事を行う期間に限定した一時的なものであり、工事が終了した後は、速やかに現状復帰し、地権者に引き渡すことを合意しております。何卒よろしくお願いたします。以上の理由ですので、許可のほどよろしくお願いたします。理由書は以上ようになります。賃借権6ヶ月を設定し、仮設置場及び進入路として一時転用するための5条申請となります。申請地の境界も確認しております。申請書に、工事見積書、工事工程表、土地利用計画、土地利用者の承諾書、農地転用に係る同意書、委任状が添付されています。周辺に被害が生じた場合には、事業者が責任をもって対処していただけることになっております。資金調達計画書については、事務局で確認しているとのことです。調査の結果、この転用申請についてはやむを得ないと考えられます。以上の通り、調査結果を報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いたします。

推進委員 〇〇〇地区推進委員の□□□でございます。本来なら推進委員の□□□さんが、発言するところですが、今日欠席ということで私の方で発言いたします。先ほど農業委員の方からお話がありました通り8月20日農業委員さんと推進委員で現地確認をいたしまして、〇〇〇沼の改修工事ということで、それに伴う一時転用ということでございます。先ほども農業委員が申し上げた通り、別に何の問題もないと思いますが、ご審議のほどよろしくお願いたしますはいありがとうございます。

議長 ありがとうございます。他にはございますか。

議長 ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいたしました。これより質疑に入ります。この

件につきまして、御意見ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議 長 それでは無いようですので、申請のとおりで、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 32 号番号 1 については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付いたします。

続きまして、番号 2 についてを事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは番号 2、議案書 1 頁、図面は議案第 32 号資料 2-①から④と記載されているものをご確認下さい。図面が差し替えとなっております。変更部分は、進入路部分の造成が、変更後は盛土がなくなっております。図面の変更箇所は、変更前の図面②③ 盛土マークと C'、④では、一番下の C'-C' の断面図になります。それでは説明いたします。番号 2、譲渡人は〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は、〇〇〇町〇〇〇×××番地×××、□□□様、□□□様となります。土地の所在、地目、面積ですが、大字〇〇〇字〇〇〇×××番地×××、畑、246 m²。同じく字〇〇〇×××番地×××、畑、35 m²合計 2 筆、281 m²になります。申請の区分ですが転用になります。申請理由は、売買により所有権を取得し、自己用住宅を建築するため、転用したいというものです。農地の立地基準ですが、10ha 以上の一団の連たん農地であるため、第 1 種農地と判断いたします。第 1 種農地は原則不許可ですが、本件は近隣市町村に長期居住者となる者と親族関係を有する者が専用住宅を建築する目的で、集落に接続する形で計画されるものであるため、例外規定の地域の農業の振興に資する施設と判断し、申請を受けております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい。ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

3 番 4班班長3番の赤沼裕です。8月20日火曜日8時から農業委員4名、農地利用最適化推進委員2名で、申請案件の現地確認を行いました。担当地区でありますので、引き続き私の方から報告をいたします。土地の所在等については、先ほど事務局の方から説明のあった通りでございます。申請地の位置は〇〇〇を左折しまして、約×××km先の〇〇〇のところの信号の約×××m、手前の右側にある畑です。ここは前回の総会等で審議をされた場所でありまして、そのところと同じ区画内にあるものでございます。申請の内容は、所有権移転をして、自己用住宅を建てるため農地を転用するものであります。申請の理由については、理由書がありますので、理由書に基づいて説明をいたします。将来子供のことを考えると、アパートではあまりにも狭く大変です。今回の申請は、今後のことを考えると、申請地から勤務先にも近く最適となっております。また近隣の自宅にも近いので、両親の面倒を見ることもできます。他にも何件か物件を相談しましたが、今回の敷地が一番自分たちに都合が良いと思い、購入を決めました。このような内容になっております。境界につきましては地籍測量図に基づきまして確認ができました。申請地は、緩やかな傾斜地になっているため、盛土による造成工事が計画をされています。雨水は浸透トレンチを設置して、宅地内処理として、雑排水については合併浄化槽で処理をして、道路側溝に放流する計画になっています。申請書には住宅建築に係る設計図、資金計画書、農用地区域外証明書が添付されていまして、確認をしております。なお、現地調査の時点では確認ができませんでしたが、農地転用に係る隣地の同意書については、事務局の方に提出をされているとのことでもあります。それから付近の土地に被害が生じないように十分注意し、万が一被害が生じた場合には、責任を持って対応をするということでもあります。したがって、本案件につきましても、やむを得ないものと考えられます。以上で報告を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 他に意見はございますか。

推進委員 ○○○地区推進委員の□□□です。申請地の周辺は近年、住宅が進むと思われる場所になります。申請地の西側には2ヶ所の農地があります。現在は休耕されていますが、保全管理はされています。隣接農地の地権者2名の方の同意もありますので問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。ほかにはござひますか。

議長 ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいたしました。これより質疑に入ります。この件につきまして、御意見ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議長 それでは無いようですので、申請のとおりで、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第32号番号2については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付いたします。議案第32号番号2については終わります。

日程第2は以上になります。

議長 日程第3、議案第33号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局より、説明をお願いします。

事務局 議案第33号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定)をご説明いたします。議案書の2頁、議案第33号資料をご用意ください。それでは表紙を1枚めくってください。今回は3筆3,495㎡となります。内訳は該当箇所のみ読み上げます。6年・賃借3筆3,495㎡です。詳細につきましては、もう一枚めくっていただいた頁以降の調書に、借り手、貸し手、土地の所在等をまとめております。本計画において、町農政部局より農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていることを確認している旨の報告も受けております。ご審議のほど宜しく

お願いいたします。

議 長 事務局より説明が終わりました。この件につきまして、ご意見
ご質問がありましたら、挙手をお願いします。

(委員からの意見無し)

議 長 それでは無いようですので、この件について計画案に承認する
ことに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、この件については、計画のとおり承認する
ことに決定いたします。

議 長 議案第 33 号については、すべて計画通り承認することに決定
いたしました。

日程第 3 は以上になります。

議 長 日程第 4、議案第 34 号「農地法第 5 条届出について」を議題と
いたします。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 事務局より議案第 34 号「農地法 5 条(届出)について」を説明致
します。議案書の 3 頁、議案第 34 号資料と記載されているものをご
確認下さい。今月の届出案件は 2 件、1,989 m²になります。滑
川町農業委員会会長専決規程の第 3 条に基づき、専決処分とした
案件の報告となりますので、一括して説明させて頂きます。番号
1、所在地は〇〇〇字〇〇〇×××番地×××、畑、1,441 m²になり
ます。位置については、議案第 34 号資料 1 をご確認ください。
届出者ですが〇〇〇市〇〇〇×××番×××号、株式会社□□□、
代表取締役□□□様です。届出事由は、売買により所有権を取得
し、分譲住宅 6 棟を建築する為、転用したいというものです。補
足として市街化区域内の農地であり、受理状況は備考のとおりで
す。番号 2、所在地は〇〇〇×××番×××、畑、548 m²になり
ます。位置については、議案第 34 号資料 2 をご確認ください。届出
者ですが、〇〇〇市〇〇〇×××番×××号、株式会社□□□、
代表取締役□□□様です。届出事由は、売買により所有権を取得

し、分譲住宅3棟を建築する為、転用したいというものです。補足として、市街化区域内の農地であり、受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議 長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

(委員からの意見無し)

議 長 それでは議案第34号の質疑を終了いたします。
日程第4は以上になります。

議 長 本日の総会に付議された議案は全て終了致しました。それでは、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和6年第8回総会は、閉会することに決定致しました。ご協力ありがとうございました。

事務局 北堀会長、議事進行お疲れ様でした。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。最後に、総会を終了させていただきますが、杉田職務代理より、閉会のご挨拶をお願いします。

職務代理 大型の台風が迫ってきており大変不安ではあります。それでは令和6年第8回滑川町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和6年9月25日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 井 上 茂 昭

署名委員 吉 田 昇